

# 若松税理士事務所通信

平成 30 年 7 月号 No.68

## <ごあいさつ>

今年の梅雨は、平年よりも早く梅雨入りし、ジメジメした日が続きます。また、雨が降る時は集中的に降ったりしますので、梅雨明けまでは注意が必要です。また、お車の運転の際は、いつも以上にご注意下さい。

## <生命保険の活用について>

生命保険を活用して節税対策はされてますでしょうか？生命保険の加入目的は、万が一の死亡保障や医療費等、介護費用、貯蓄、老後の保障など、様々です。今回は、法人・個人でできる節税対策をご紹介します。

### 【法人】

主な保険商品と税務処理、特徴は下記のとおりです。

- 長期平準定期保険… 1 / 2 経費、1 / 2 資産計上  
→ 長期にわたって解約返戻金の返戻率が上がり続けます。役員退職金の原資に使われることが多いです。
- 逓増定期保険… 1 / 2 経費、1 / 2 資産計上  
→ 比較的短い期間に返戻金のピークが来ます。返戻率は高いですが、返戻金は収益となるので節税対策が必要となります。
- 生活障害保障型定期保険… 全額経費  
→ 全額経費となり、ある程度の返戻金があります。返戻率は7~10年ぐらいでピークが来ます。返戻金は全額収益となるので節税対策が必要となります。
- 養老保険… 1 / 2 経費、1 / 2 資産計上  
→ 所得税課税をされないためには、全員加入が原則となります。但し、入社後、一定の年数を経過した社員だけを対象にすることもできます。

### 【個人】

- 個人年金保険… 所得税の生命保険料控除  
→ 支払保険料~最大4万円(旧契約は5万円)
- 終身保険等… 相続税の生命保険非課税枠  
→ 500万円×法定相続人の人数

当事務所では、日本生命、三井住友海上あいおい生命、プルデンシャル生命の代理店をしております。

証券診断も可能ですので、お気軽にご相談下さい。  
※生命保険は、金融商品です。契約内容や解約時期等によっては、お客様の不利益になる場合がございます。

## <7月・8月の税金・労務関係>

- ① 5月決算の確定申告・11月決算の中間申告
- ② 源泉所得税(納特)の納付・・・7月10日まで
- ③ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ④ 固定資産税の納付(第2期分)・・・7月末日
- ⑤ 個人事業税の納付・・・8月末日
- ⑥ 個人市県民税の納付(第2期分)・・・8月末日
- ⑦ 算定基礎届の提出・・・7月10日まで
- ⑧ 労働保険の年度更新・・・7月10日まで

## <若松家の出来事>

現在、長男(年長)、次男(年中)、長女(1才)の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は1泊2日でUSJへ家族旅行に行ってきました。ミニオンズが大好きな長男・次男の希望で、関連のアトラクションやショーを中心に楽しむことができました。大好きなキャラクター達にも触れ合えて、二人は大興奮! 大人的にはハリポッターが気になりましたが、時間の関係上と子供から怖いからと、却下でした。

バタバタの移動等で、かなり大変で疲れましたが、またいつか行ってみたいと思います。

今年も毎年の恒例の家族写真を撮りに行って来ました。子供達の成長を再確認できる良い機会になります。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とお指導頂いただければ幸いです



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、  
電話・メール・FAXにて  
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所  
下関市南部町2-7-2F  
(弁護士法人ラグーン本店2階)  
電話: 083-234-1448  
FAX: 083-234-1449  
E-mail: info@wakamatsu-office.com  
HP: www.wakamatsu-office.com

